貿易一般保険包括保険(繊維品)手続細則

平成13年４月１日　01-制度-00022

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　沿革　平成13年９月21日　一部改正

平成14年４月17日　一部改正

平成14年９月17日　一部改正

平成15年３月12日　一部改正

平成16年４月１日　一部改正

平成16年９月28日　一部改正

平成17年３月29日　一部改正

平成17年９月16日　一部改正

平成18年３月20日　一部改正

平成18年11月29日　一部改正

平成19年３月14日　一部改正

平成19年９月21日　一部改正

貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書の対象となる輸出契約に係る申込みその他保険契約に関する手続については、次に定めるところによる。

（内諾）

第１条　貿易一般保険の保険契約締結の内諾を申請しようとする者は、貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成13年４月１日　01-制度-00060）によるものとする。

（申込み）

第２条　貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書に基づき包括契約を締結した者（以下「保険契約者」という。）は、被保険者が保険対象となる貨物の輸出契約を締結したときは、別紙様式第１－１による貿易一般保険包括保険（繊維品）申込届出書（以下「貿易保険申込届出書」という。）を日本貿易保険の大阪支店に提出し、その受理された日付に従い毎月１日から10日まで、11日から20日まで及び21日から末日までの区分により輸出契約の内容を取りまとめ、それぞれの末日から20日以内に別紙様式第１－２による貿易一般保険包括保険（繊維品）申込書（以下「送り状」という。）に取りまとめた内容を収録したフロッピーディスク（以下「Ｆ／Ｄ」という。）を添付し、大阪支店に提出（提出部数については、別表１に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。

２　前項の規定に係わらず、第１条の規定に基づき被保険者が日本貿易保険から内諾書を取得している場合にあっては、別紙様式第１－３による貿易一般保険包括保険（繊維品）一般案件申込書（以下「一般案件申込書」という。）に輸出契約を証する書類の写し及びその内容を収録したＦ／Ｄを添付し、大阪支店に提出するものとする。

（輸出契約の重大な内容変更等の通知）

第３条　保険契約者は、被保険者が約款第２２条第１項の規定に基づき輸出契約に重大な内容変更等（別表２に掲げる「輸出契約の重大な内容変更等」をいう。）を行った場合は貿易保険申込届出書を提出し受理された日付に従い、また保険期間の延長をしようとする場合は延長申込の日付に従い、毎月１日から10日まで、11日から20日まで及び21日から末日までの区分により輸出契約の内容を取りまとめ、それぞれの末日から20日以内に送り状に取りまとめた内容を収録したＦ／Ｄを添付し、大阪支店に提出するものとする。ただし、前条第２項の規定に基づき申込みをしている場合にあっては、別紙様式第１－４による貿易一般保険包括保険（繊維品）変更承認申請書に当該変更の内容を証する書類の写し及びその内容を収録したＦ／Ｄを添付し、大阪支店に提出するものとする。

２　被保険者は、約款第２２条第６項の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、別紙様式第１－４による貿易一般保険包括保険（繊維品）変更承認申請書に承認の対象となる重大な内容変更等を必要とする理由を説明した書類を添付し、大阪支店に提出するものとする。

（照合台帳の点検）

第４条　保険契約者及び被保険者は、大阪支店から照合台帳（保険料５万円以上の申込案件及び申込内容に誤りがあると認められるものに限る。）の送付を受けたときは、直ちにその内容を点検するものとする。

２　前項の点検により申込を修正しようとするときは、当該申込に関する照合台帳を受理した日から起算して10日以内に送り状にその内容を収録したＦ／Ｄを添付し、大阪支店に提出するものとする。

（保険料の納付）

第５条　保険契約者は、日本貿易保険が発行する保険料請求書に従い保険料を納付しなければならない。

２　保険契約者は、日本貿易保険から延滞金の請求を受けたときは、保険料請求書に従い延滞金を日本貿易保険に納付しなければならない。

（他の保険契約の通知）

第６条　保険契約者又は被保険者は、約款第１２条の規定により他の保険契約がある旨通知しようとするときは、保険金の支払請求時までに大阪支店に通知するものとする。

（保険契約の訂正等）

第７条　保険契約者は、貿易保険申込届出書又は送り状記載事項の誤記を訂正しようとするときは、別紙様式第２による貿易一般保険包括保険（繊維品）訂正承認申請書に当該訂正の必要性を証明する書類を添付し、大阪支店に提出するものとする。ただし、第２条第２項の規定に基づき申込をしている場合にあっては、別紙様式第１－４による貿易一般保険包括保険（繊維品）訂正承認申請書に当該訂正の必要性を証明する書類を添付し、大阪支店に提出するものとする。

（保険の目的等の譲渡に係る承認申請）

第８条 被保険者は、約款第３７条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、別紙様式第３－１による貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、大阪支店に提出するものとする。

２　前項に基づき、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得たときは、譲渡の日から１月以内に別紙様式第３－２による貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、大阪支店に提出するものとする。

（質権等設定の承諾申請等）

第９条　被保険者は、約款第３９条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、別紙様式第４－１による貿易一般保険質権等設定承諾申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、大阪支店に提出するものとする。

２　被保険者は、前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第４－２による貿易一般保険質権等設定解除等通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、大阪支店に提出するものとする。

（損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知）

第10条　被保険者は、約款第１６条の規定に基づき、決済期限前に、損失を受けるおそれが高まる事情の発生（別表３に掲げる「損失を受けるおそれが高まる事情の発生」をいう。）を通知するときは、別紙様式第５による貿易一般保険事情発生通知書を大阪支店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

（損失発生の通知）

第11条　被保険者は、約款第１７条の規定に基づき損失の発生を通知するときは、別紙様式　第６－１による貿易一般保険（船積前）損失発生通知書又は別紙様式第６－２による貿易一般保険（船積後）危険・損失発生通知書（以下「損失発生通知書」という。）を大阪支店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。なお、当分の間、損失発生通知書の提出期限は、損失の発生から45日以内とする。

（損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求）

第12条　約款第１８条の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第７による貿易一般保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、大阪支店に提出するものとする。

（入金の通知）

第13条　被保険者は、損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第１９条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から１月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に別紙様式第８－１による貿易一般保険（船積前）入金通知書又は別紙様式第８－２による貿易一般保険（船積後）入金通知書を大阪支店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

２　国際約束に基づき商業上の債務の繰延が行われている債権に該当する場合にあっては、損失発生通知書提出以前の入金についても前項の規定に準じて入金通知書を提出するものとする。

（保険金受取人の指定等の通知）

第14条　保険金受取人は、１名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。

２　被保険者は、約款第２５条第２項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から１月以内（ただし、１月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第９による貿易一般保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等の内容を収録したF／D、 当該指定等を証する書類の写し及び貿易一般保険保険証券（変更承認証を含む。以下「保険証券」という。）又は繊維包括保険契約台帳（変更があった場合は当該変更後のもの。以下「契約台帳」という。）の写しを添付し、大阪支店に提出するものとする。

（保険金請求期間に係る猶予期間の申請）

第15条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第２６条第２項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第１０による貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、大阪支店に提出するものとする。

２　日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく大阪支店に提出するものとする。

（保険金の支払の請求）

第16条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第２６条の規定に基づき別紙様式第11－１による貿易一般保険（船積前）保険金請求書又は別紙様式第11－２による貿易一般保険（船積後）保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、大阪支店に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、第一号④(ﾍ)及び⑥、第二号③、④、⑤、⑧、⑪及び⑬の書類の提出を要しない。

　一　約款第３条第１号のてん補危険の場合

　　①　保険金を請求するに至るまでの経緯を記載した書類

(ｲ)　請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、別紙様式第１２による保険金請求経緯書

(ﾛ)　請求する保険金の額が300万円超の場合にあっては、様式任意

　　②　質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者の委任状又は同意書

　　③　損失計算書

　　④　損失計算の基礎となる証拠書類の写し

　　　(ｲ)　供給契約を証する書類

　　　(ﾛ)　既支出費用を証する書類

　　　(ﾊ)　貨物の処分を証する書類

　　　(ﾆ)　貨物の処分のために要した費用を証する書類

　　　(ﾎ)　貨物を海外に転売した場合、当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス等）

　　　(ﾍ)　在庫証明書、入出庫証明書

　　　(ﾄ)　保険事故の内容を証する書類

　　⑤　輸出契約書の写し

　　⑥　保険証券又は契約台帳の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）

　　⑦　保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類

　　⑧　その他参考となる書類

　二　約款第３条第２号のてん補危険の場合

1. 保険金請求経緯書

(ｲ)　請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、別紙様式第１２による保険金請求経緯書

(ﾛ)　請求する保険金の額が300万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類であって様式任意

(ⅰ)　保険金請求に至る経緯

(ⅱ)　支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）

なお、取引の状況については、本保険金請求に係る船積日前6月間の決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。

(ⅲ)　支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況

(ⅳ)　輸出契約の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況

(ⅴ)　今後の回収見通し

(ⅵ)　延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）

　　②　質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書

　　③　未決済額が確認できる書類

　　④　一部入金がある場合は、入金を確認できる書類

　　⑤　外貨建ての場合は、為替換算率証明書

　　⑥　手形が発行されている場合は、その写し

　　⑦　保険事故を証する書類

　　　　ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に必要と認める書類

　　⑧　支払保証付案件については、その保証状の写し

　　　　（Ｌ／Ｇの場合には、その履行請求を行ったことを証する書類）

　　⑨　他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類

　　⑩　船積みを証する書類の写し

　　⑪　保険証券又は契約台帳の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）

　　⑫　輸出契約を証する書類の写し

　　⑬　輸出承認・許可又は支払等許可を要する場合は、輸出承認・許可書又は支払等許可書の写し

　　⑭　保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類

　　⑮　その他参考となる書類

２　一の輸出契約について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。

３　前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金の請求を行うものとする。

（保険金請求権の消滅時効の中断申請）

第17条　保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第１３による貿易一般保険時効中断承認申請書を大阪支店に提出するものとする。

（決済期限前の請求）

第18条　被保険者は、約款第２８条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第１４による貿易一般保険損失発生確認申請書に約款第４条に規定する事由の発生により決済期限までに代金を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、大阪支店に提出するものとする。

（回収義務の終了認定）

第19条　被保険者は、約款第３４条第１項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第１５による貿易一般保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成１３年４月１日　01―制度―00058。以下「共通運用規程」という。）に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、大阪支店に提出するものとする。この場合において、輸出契約の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

２　日本貿易保険は、保険金支払の時に、約款第３条第１号のてん補危険（約款第４条第１号から第10号までの事由によるものに限る。）に係る損失について、被保険者が輸出契約の相手方等に対し損害賠償請求等の権利行使を行うことができない旨認めた場合には、約款第３４条第１項に規定する認定を行うものとする。この場合において、被保険者は、前項の規定にかかわらず別紙様式第１５による貿易一般保険回収義務終了認定申請書の提出を要しない。

（回収義務の履行状況の報告）

第20条　被保険者は、約款第３４条第２項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第１６による貿易一般保険回収義務履行状況報告書（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第３項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から３月ごとに大阪支店に提出するものとする。

２　決済期限（約款第３条第１号のてん補危険の場合にあっては、事故発生日）から２年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に履行状況報告書を提出すべき日（次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から１年ごとに提出するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して共通運用規程に規定する履行状況報告を要する事情の発生を知ったときは、履行状況報告書を遅滞なく大阪支店に提出するものとする。

４　前３項の場合において、輸出契約の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

（回収金の納付）

第21条　被保険者は、約款第３４条第７項、第８項又は第１０項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第１７－１による貿易一般保険（船積前）回収金納付通知書又は別紙様式第１７－２による貿易一般保険（船積後）回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、大阪支店に提出するものとする。

２　被保険者は、前項の回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収納付金請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。

（回収に要した費用の請求）

第22条　約款第３４条第６項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第１８による貿易一般保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、大阪支店に提出するものとする。

（権利行使等の委任）

第23条　被保険者は、約款第３４条第４項又は第３５条第３項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合（次項に規定する場合を除く。）は、別紙様式第１９－１による貿易一般保険権利行使等委任状に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、大阪支店に提出するものとする。

２　被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式第１９－２による貿易一般保険権利行使等委任状（サービサー回収用）に当該債権の内容を証する書類を添付し、大阪支店に提出するものとする。

（回収納付金の返還請求）

第24条　被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第２０による貿易一般保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、大阪支店に提出するものとする。

（電子情報処理組織を使用した申込等）

第25条　この細則に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定める「ＷＥＢ申請サービスの利用について」によるものとする。

　　　附　則

　この細則は、平成１３年４月１日から実施する。

　　　附　則

　この改正は、平成１３年１０月１日から実施する。

　　　附　則

　この改正は、平成１４年４月１７日から実施する。

附　則

　１　この改正は、平成１４年１０月１日から実施する。

　２　第１６条の規定にかかわらず、２００１年３月３１日以前に保険契約がなされた案件については、損失発生通知書及び入金通知書の写しを添付し、大阪支店に提出するものとする。

附　則

１　この改正は、平成１５年４月１日から実施する。

２　第１１条、第１３条及び第１６条の規定にかかわらず、当分の間、改正前の貿易一般保険（船積後）損失発生通知書（OCRシート３　１　０　１　）、貿易一般保険（船積後）入金通知書（OCRシート３　１　０　２　）及び貿易一般保険（船積後）保険金請求書（OCRシート３　１　０　３　）による提出を認めるものとする。

　　附　則

　この改正は、平成１６年４月１日から実施する。

　　附　則

　この改正は、平成１６年１０月１日から実施する。

附　則

　この改正は、平成１７年４月１日から実施する。

附　則

　この改正は、平成１７年１０月１日から実施する。

附　則

　この改正は、平成１８年４月１日から実施する。

附　則

　この改正は、平成１８年１２月４日から実施する。

附　則

　この改正は、平成１９年４月１日から実施する。

附　則

　この改正は、平成１９年１０月１日から実施する。

別表１

 提出先は、保険契約者が保険契約の申込を行った大阪支店とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様式番号 |  提　　　出　　　書　　　類 | 提出部数 |
| １－１１－２１－３１－４２３－１３－２４－１４－２５６－１６－２７８－１８－２９1011－１11－２121314151617－１17－２1819－１19－２20 | ・貿易一般保険包括保険（繊維品）申込届出書・貿易一般保険包括保険（繊維品）申込書・貿易一般保険包括保険（繊維品）一般案件申込書・貿易一般保険包括保険（繊維品）変更・訂正承認申請書・貿易一般保険包括保険（繊維品）訂正承認申請書・貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書・貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書・貿易一般保険質権等設定承諾申請書・貿易一般保険質権等設定解除等通知書・貿易一般保険事情発生通知書・貿易一般保険（船積前）損失発生通知書・貿易一般保険（船積後）危険・損失発生通知書・貿易一般保険損失防止軽減費用負担請求書・貿易一般保険（船積前）入金通知書・貿易一般保険（船積後）入金通知書・貿易一般保険保険金受取人指定等通知書・貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書・貿易一般保険（船積前）保険金請求書・貿易一般保険（船積後）保険金請求書・貿易一般保険保険金請求経緯書（保険金請求額が300万円以下の案件）・貿易一般保険時効中断承認申請書・貿易一般保険損失発生確認申請書・貿易一般保険回収義務終了認定申請書・貿易一般保険回収義務履行状況報告書・貿易一般保険（船積前）回収金納付通知書・貿易一般保険（船積後）回収金納付通知書・貿易一般保険回収費用負担請求書・貿易一般保険権利行使等委任状・貿易一般保険権利行使等委任状（サービサー回収用）・貿易一般保険回収納付金返還請求書 | １１１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１１(1)１(1)１(1) １(1)１(1)１(1)１(1)１(1)１(1) |
| その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による |

 注：提出部数欄の（　）内は、添付資料の数

 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、Ａ４規格のものとする。

別表２

輸出契約の重大な内容変更等

　①　表示通貨の変更

　②　当初又は内容変更承認後の代金の額の増加の累計が当初又は内容変更承認後の代金の額の５％以上かつ貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書に定める最低金額以上の増額

　③　仕向地の変更

　④　支払国の変更

　⑤　輸出貨物代金の決済方法の変更（保険契約の申込時において、輸出契約の相手方が海外商社名簿上名簿区分Ｐ若しくは事故管理区分Ｒの場合又は貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書第２条の登録をしていない場合であって、輸出契約において取消不能信用状により代金を決済することを約している場合に限る。）

別表３

損失を受けるおそれが高まる事情の発生

　①　船積前における輸出契約の相手方の債務を保証する契約その他の保険契約締結の当時確保していた又は確保し得べき代金の回収にかかる一切の信用補完措置の変更又は破棄（ただし、約款第２２条に該当する場合を除く。）

　②　船積前における上記①の信用補完措置を行う者についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生